

申請手数料等の支払い方法について（監理課建設業係） 令和8年4月現在

令和8年3月末をもって、滋賀県収入証紙が廃止されました。これを受け、監理課建設業係の事務にかかる手数料の支払い方法につき以下のとおりとさせていただきます。ご申請時には、**注意点**も含めご確認いただきますよう、よろしくお願いたします。

建設業許可

- ・ 窓口申請 キャッシュレス決済・現金納付（滋賀県庁内券売機）・コンビニ決済
- ・ 郵送申請 しがネット受付サービス（クレジットカード・Pay-easy）・コンビニ決済
- ・ 電子申請 JCIP内よりしがネット受付サービス（クレジットカード・Pay-easy）

経営事項審査

- ・ 窓口申請 キャッシュレス決済・現金納付（注 会場により異なる）・コンビニ決済
- ・ 電子申請 JCIP内よりしがネット受付サービス（クレジットカード・Pay-easy）

建設業許可証明書・解体工事業登録・浄化槽工事業登録

- ・ 窓口申請 キャッシュレス決済・現金納付（県庁内券売機）・コンビニ決済
- ・ 郵送申請 しがネット受付サービス（クレジットカード・Pay-easy）・コンビニ決済
- ・ 電子申請 滋賀県ホームページ内の各申請フォームから、しがネット受付サービス（クレジットカード・Pay-easy）

注意点

・キャッシュレス決済

キャッシュレス決済に関しては、**申請された窓口で直接支払い**いただきます。支払い名義人に限定はありません。法人カードや役員・従業員様の個人カード、委任された行政書士様の個人カード等での支払いも可能です（なお、キャッシュレス決済では、クレジットカードのほか、QR決済等もご利用いただけます）。



・現金納付

キャッシュレス決済を原則としておりますが、**当日に限り**、現金による納付も認めております。なお、現金納付は申請された窓口では行えません。下記を参考にお支払いください。なお、現金納付は、申請された窓口で金額を確認した**後**、お支払いに行ってください。

お支払いいただきますと、領収書と**納付済証**が発行されます。申請窓口の担当者に**納付済証**をお渡しください。

①滋賀県庁・大津合同庁舎

滋賀県庁新館 1階職員生協内 券売機

②各合同庁舎（大津合同庁舎と木之本支所を除く）

会計課地域会計係（レジ）（以前の滋賀県収入証紙の販売所）

③木之本支所

現金対応していません（キャッシュレス決済かコンビニ決済のいずれか）。

・しがネット受付サービス

郵送による申請については、しがネット受付サービスにより支払いを行っていただきます。建設業係まとめページの各申請の「〇〇申請について」内にあるリンクより申請してください。**申請は、申請書郵送と同時期に行ってください**（なお、現在HPを改修中のため、リンクのある場所が変わる可能性があります）。

しがネット受付サービスによる支払いは、(株) グラフアーに委託されています。ログイン等求められますが、ログインは不要です。お支払いいただく方のメールアドレスを入力ください。入力いただいたメールアドレスにリンクが届きますので、そのリンクより情報の入力をお願いします。

許可証明書に関しては手数料のお支払いまで進みます。それ以外の申請については、情報入力後、送信いただき、こちらで内容を確認した後、手数料の納付指示を行います。

納付指示後、支払期限は1週間となっております。ご注意ください。

Pay-easy では、銀行口座振込や ATM 振込をお選びいただけます。なお、Pay-easy に対応していない銀行があります。ご注意ください。

・コンビニ納付

コンビニ決済にはインターネット接続環境（スマートフォンも可）およびメールアドレスが必要です。

「滋賀県 手数料 コンビニ決済」等検索いただき、滋賀県ホームページの「【令和8年4月1日開始】ウェブ事前登録方式コンビニ決済について」よりご申請ください。

フォーム一覧にPDFがあります。そこから「県土整備部 監理課」の該当URLからご申請いただきます。お支払い先は、選択いただいたコンビニとなります。

手数料支払い確認は、SGから始まる申請用番号で行います。各手数料貼付紙にその番号をお書きください（例 SG123-456-789）。

・その他

なお、お支払い方法等については今後変わる可能性があります。ご申請前には、滋賀県ホームページ（『滋賀県 建設業係まとめページ』）や監理課建設業係（077-528-4114）までご確認ください。